

にぎ 街なかに賑わいを 取り戻そう！

問い合わせ先

鳥取街なか・賑わいのまちづくり実証事業実行委員会（鳥取商工会議所内） ☎（0857）39-0777
市役所本庁舎市街地整備室 ☎（0857）20-3278

9月14日（月）から23日（水・祝）まで、駅前で「賑わい実験」を行います！

中心市街地の賑わいを取り戻すため、昨年度に引き続き、本市と鳥取市中心市街地活性化協議会が共同で実証事業を実施します。

実証事業とは

本市では、自動車交通の流れを円滑にするため、安全で効率的な道路網の整備を進めています。昨年3月末に全線開通した鳥取環状道路などにより、市街地を通過する自動車が少ないとなり、道路空間に余裕が生まれてきました。

この事業は、余裕が生まれた中心市街地の道路空間を利用して、実験的に街の賑わいをつくり出し、街なかの今後の整備方針を検討するものです。

今年度は、昨年度の課題を踏まえて、回遊性を高めるため規模を拡大して実施します。



昨年は大丸前の太平線通りを一方通行にし、道路に芝生を敷きました

今年は何をするの？

●「賑わい空間」を創ります

オープンカフェや雑貨販売などの出店、大道芸などの各種パフォーマンスを行うとともに、花や緑で彩ります。

●地域資源を活かしたイベントを行います

砂像づくりを地域のみなさんにも楽しんでいただくため、市民参加型の「街なか砂像コンテスト」を開催。また、制作された砂像を巡るスタンプラリーを行います。

●足湯を開設します

駅前でほっこり！鳥取は温泉が有名です。その温泉を賑わいづくりに活かすことができないか、足湯を設置して検証します。

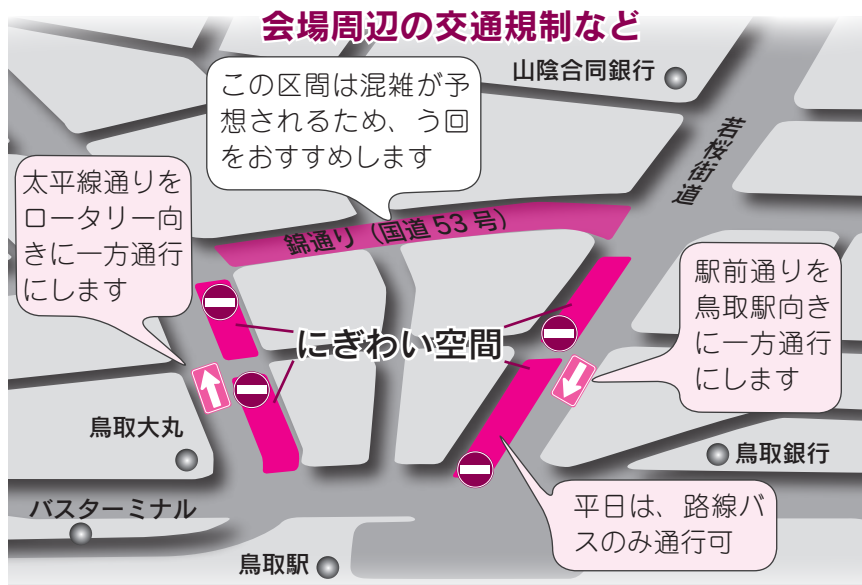
ご協力をお願いします

この事業期間中に、実証実験の効果を測定するため、ご来場のみなさんにアンケートを行います。

いただいたご意見は、今後の街なかの賑わい創出のために参考にさせていただきます。どうぞご協力ください。



芝生を敷いた道路では、オープンカフェなどを設置し、大道芸やミニコンサートなどを行いました



昨年は、ヲサカ文具店前など3カ所に砂像を制作しました

高額医療・高額介護 合算制度について

問い合わせ先

市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎ (0857) 20-3454
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ (0857) 20-3487

介護サービスや医療の自己負担額が高額になった場合に、一定限度を超えた額を支給する制度は、これまでそれぞれ個別にありましたが、このたび、

両方の自己負担額を世帯で合計して、限度額を超える分を支給する「合算制度」が新設されました。該当する人は、申請により支給されます。

算定の対象となる自己負担額

平成20年4月1日～平成21年7月31日の期間(16カ月)に利用した、医療及び介護のサービスに関する自己負担額が対象です。※食費・居住費や差額ベッド代などは対象外。

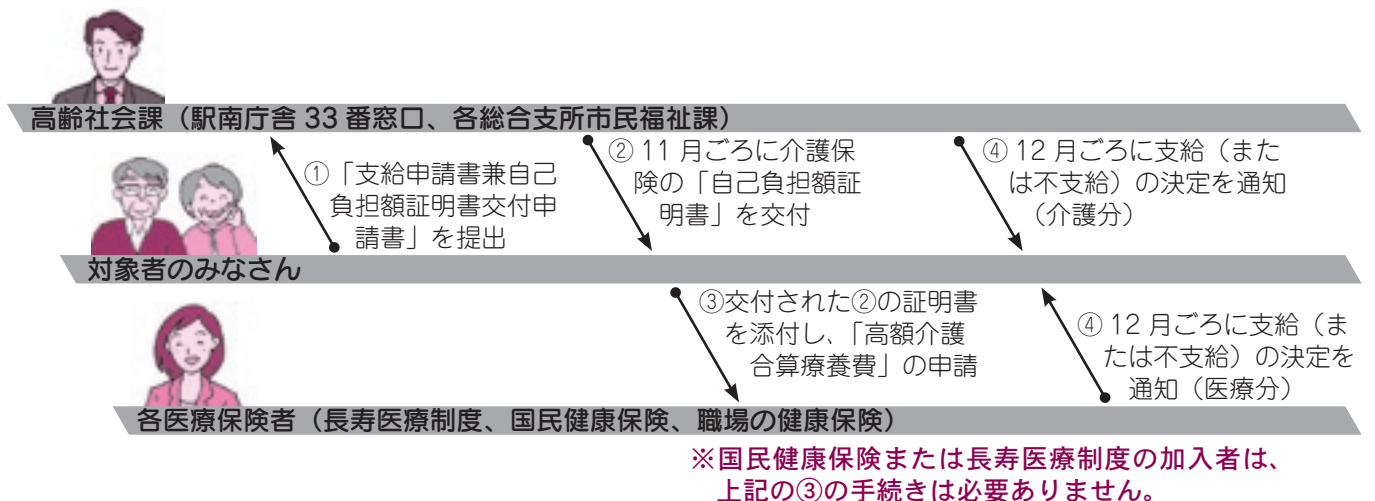
世帯内の「同一の医療保険」に加入している人の自己負担額を合算することができます。同一世帯でも、長寿医療(後期高齢者医療)制度、国民健康保険、職場の健康保険ごとの加入者が合算できる世帯単位となります。

申請に必要なもの

介護保険の窓口(市役所駅南庁舎高齢社会課 33番窓口、各総合支所市民福祉課)に以下のものをお持ちください。

- 介護サービス利用者の介護保険被保険者証
- 国民健康保険または長寿医療制度の加入者は、それぞれの被保険者証
- 支給額がある場合に振り込むための預金口座などの口座名義が分かるもの
- 印鑑

手続きの流れ



各世帯の自己負担の限度額

本年は、平成20年4月1日～平成21年7月31日の期間(16カ月)で算出します。来年以降は、8月1日～翌年7月31日の期間(12カ月)で算出します。

医療保険の所得区分	長寿医療制度 +介護保険	被用者保険または国民健康保 険(世帯内の70～74歳の人) +介護保険	被用者保険または国民健康保 険(世帯内の70歳未満) +介護保険
現役並み所得者	89万円	89万円	168万円
一般所得者	75万円	75万円	89万円
低所得者Ⅱ	41万円	41万円	45万円
低所得者Ⅰ	25万円	25万円	45万円

※所得区分の変更などで、平成20年4月1日～平成21年7月31日の期間(16カ月)で算出するより、平成20年8月1日～平成21年7月31日の期間(12カ月)で算出した方が支給額が多くなる場合は、12カ月で算出した額を支給額とします。